

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第111号
令和2年3月27日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

職業紹介事業等からの暴力団排除の推進について(通達)

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)において、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、求人の申込みを受理しないことができる対象として暴力団排除条項が整備され、本年3月30日に施行されることに伴い、「職業紹介事業からの暴力団排除の推進について(通達)」(平成29年3月31日付け警察庁丁暴発第80号。以下「旧通達」という。)により推進している職業紹介事業からの暴力団排除と共に、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者(以下「公共職業安定所等」という。)に求人の申込みをする者(以下「求人者」という。)からの暴力団排除を推進することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、職業紹介事業からの暴力団排除については、別添1「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」のとおり合意しており、厚生労働省職業安定局から各都道府県労働局に対し、別添2「職業紹介事業からの暴力団排除に係る警察当局への照会手続等について」(平成29年3月31日付け職派需発0331第6号)が発出され、また、求人者からの暴力団排除に関しては、別添3「公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対する求人の申込みにおける暴力団排除に係る警察当局との連携について」(令和2年3月27日付け職首発0327第4号、職需発0327第4号)が発出されているので参考とされたい。また、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 職業紹介事業からの暴力団排除

1 排除対象

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が暴力団員等に該当するもの

- (3) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

2 照会・回答の手続

(1) 事務処理の担当窓口

照会及び回答（以下「照会等」という。）については、職業紹介事業の許可申請等に係る事務所の所在地を管轄する労働局と当該労働局が所在する都道府県を管轄する警察の間で行うものとし、その具体的な事務処理担当部門は、労働局の職業紹介事業を監督する部門（以下「需給調整事業部門」という。）と都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）とする。

(2) 照会等の要領

ア 需給調整事業部門の長（以下「需給調整事業部門長」という。）は、職業紹介事業に係る許可申請等における審査及び確認を行う場合、暴力団対策主管課の長等（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、当該事業主の暴力団排除条項該当性の有無について、文書及び電磁的記録媒体により照会を行う。ただし、各労働局における許可申請等の件数の実情を勘案し、文書のみでの照会を妨げるものではない。

イ 暴力団対策主管課長等は、前記アによる照会を受理したときは、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、当該事業主の暴力団排除条項該当性を確認し、需給調整事業部門長に対し、文書により速やかに回答するものとする。

なお、調査に日数を要するなどにより、速やかな回答が困難な場合には、その都度、暴力団対策主管課長等と需給調整事業部門長において協議すること。

また、暴力団対策主管課長等は、前記アによる照会以外で、職業紹介事業に係る事業主が排除対象に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する需給調整事業部門長に対して、文書により速やかに通知を行うこと。

第2 公共職業安定所等の求人者からの暴力団排除

1 排除対象

- (1) 暴力団員
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員があるもの
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配する者

2 照会・回答の手続

求人者が、排除対象に該当するか否か確認する必要がある場合は、需給調整事業部門長等から暴力団対策主管課長等に対し照会が行われることから、照会を受けた暴

力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企発第105号、丙組暴発第7号）に基づき、適切に対応すること。

また、照会以外で求人者が排除対象に該当すると認める事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する需給調整事業部門長等に対して、速やかに通知を行うこと。

別添2・3については省略

職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書

警察庁丁暴発第 7 9 号
職派需発 0 3 3 1 第 5 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

千 代 延 晃 平

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長

松 本 圭

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）の施行に伴い、同法による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）に基づく職業紹介事業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と厚生労働省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と同省の都道府県労働局（以下「労働局」という。）との間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

労働局は、法第 30 条に定める有料職業紹介事業の許可の申請、法第 33 条に定める無料職業紹介事業の許可の申請、法第 33 条の 3 に定める特別の法人の行う無料職業紹介事業の開始の届出又は法第 32 条の 7、第 33 条若しくは第 33 条の 3 に定めるこれらの申請若しくは届出に係る事項の変更（役員の変更の場合に限る。）の届出（以下「許可申請等」という。）における審査及び確認を行う場合は、法第 32 条第 8 号から第 12 号までの規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該許可申請等を行っている事業主（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、労働局からの照会に対して当該事業主の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 排除の対象

職業紹介事業から排除する対象は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)(法第32条第8号)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が暴力団員等に該当するもの(法第32条第9号)
- (3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの(法第32条第10号)
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する(※注)者(法第32条第11号)
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその当該業務の補助者として使用のおそれのある者(法第32条第12号)

(※注)「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

3 照会及び回答の要領

(1) 事務処理担当窓口

照会及び回答(以下「照会等」という。)は、職業紹介事業の許可申請等に係る事務所の所在地を管轄する労働局と当該労働局が所在する都道府県を管轄する警察との間で行うこととし、具体的な事務処理を担当する窓口は、以下のとおりとする。

ア 労働局の窓口

職業紹介事業を監督する部門(以下「需給調整事業部門」という。)

イ 警察の窓口

警察本部の暴力団対策を主管する課(以下「暴力団対策主管課」という。)

(2) 照会等の手続

ア 照会

需給調整事業部門の長(以下「需給調整事業部門長」という。)は、職業紹介事業の許可申請等があった場合、暴力団対策主管課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、当該事業主の暴力団排除条項該当性の有無について文書(別記様式第1号)及び電磁的記録媒体により照会

するものとする。

イ 回答

暴力団対策主管課長は、3(2)アによる照会がなされたときは、当該事業主の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、需給調整事業部門長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、需給調整事業部門長に対し、更なる資料等の提供を求めることができるものとする。

ウ 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長は、3(2)アによる照会以外で、職業紹介事業に係る事業主が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する需給調整事業部門長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(3) 労働局の対応

暴力団対策主管課長から、暴力団排除条項に該当する旨の通知が行われた場合には、厚生労働本省の指示に従い、需給調整事業部門から当該事業主に対し、その理由を付した不許可通知の交付その他の必要な措置を執るものとする。また、3(2)ウの通知を受けた需給調整事業部門長は、当該事業所を排除するため必要な措置を執るものとする。

4 照会等に関する留意事項

- (1) 照会を行う場合は、原則CSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等）により行うものとする。ただし、各労働局の許可申請等の件数の実情を勘案し、事務処理上の負担を及ぼさない場合は、文書のみでの照会を行うことを妨げるものではない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、別記様式第4号の補足説明に従い、入力するものとする。

- (2) 暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

- (3) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されてい

れば、適宜変更して用いても差し支えない。

5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他の情報管理に万全を期すものとする。

6 連携の強化

暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長は、照会等の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、職業紹介事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長は、暴力団員等による職業紹介事業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、労働局職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、平成 29 年 4 月 1 日から開始するものとする。

別記様式については省略